

遊漁船安全設備導入支援事業の概要

<事業実施者の要件>

以下 1～3 の全てを満たす、遊漁船業の適正化に関する法律第 3 条第 1 項に基づく登録を受けた遊漁船業者が対象です。

1. 遊漁船に業務用無線設備、非常用位置等発信装置及び改良救命いかだ等の導入を実施すること
2. 事業実施者が営業する地域に遊漁船業法第28条に基づく協議会又は海面利用協議会が組織された場合、これに加入し、利用者の安全確保及び漁場の安定的な利用関係の確保に資する取組等を推進すること
3. 遊漁採捕報告システムにより、遊漁船の利用者が採捕した水産動植物について、水産庁に報告を行うこと

以下のいずれかに該当する場合は、**対象外**となります。

1. 遊漁船に導入しようとしている**安全設備を当該遊漁船に既に設置している場合**
2. 事業実施計画の**承認申請日以前 1 年の間に遊漁船業法等に違反したことが確定している場合**

<助成対象機器及び助成対象経費>

本事業では、安全設備の購入に係る本体価格（下取り価格を控除し、消費税を除く。）について、下表のとおり支援します。なお、処分制限期間が 5 年以上のものとし、**1 事業実施者につき、1 設備まで**とします。

ただし、**国が実施する他の事業による支援を受け、又は受けることとなっている安全設備の導入に係る経費は助成の対象とはなりません。**

安全設備の詳細については、以下の国土交通省HPにて公表されます。

国土交通省HP：https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn6_000021.html

安全設備	内容	補助率	補助上限額
業務用無線設備	業務用無線設備（VHF 無線電話、MF 無線電話、27MHz帯無線電話 等）の購入	1/2	6万円
非常用位置等発信装置	非常用位置等発信装置（衛星非常用位置指示無線標識（EPIRB）又は船舶自動識別装置（AIS））の購入 ただし、EPIRBはAIS-SART機能を有するものに限り、AISには簡易型AISを含む		12万円
改良型救命いかだ等	改良型救命いかだ等（乗り移り時の落水危険性を軽減する措置が講じられた救命いかだ又は内部収容型救命浮器）の購入 ただし、改良型救命いかだ等には乗込装置を含む		75万円

<事業実施の流れ・スケジュール>

令和 7 年 7 月	事業実施計画及び交付申請の受付開始
9 月初旬を予定	事業実施計画の審査、計画承認
9 月中旬を予定	交付申請の審査、交付決定
交付決定後	事業開始
令和 8 年 3 月	実績報告、補助金支払い

詳細は、**（一社）海洋水産システム協会HP**
(<http://www.systemkyokai.or.jp/>) を御確認ください。

